

平成30年度 専門相談実施計画表

松江市役所 消費・生活相談室

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法律相談 (予約制) 毎月毎週火曜日 13:15~16:15	3日	8日	5日	3日	7日	4日	2日	6日	4日	8日	5日	5日
	10日	15日	12日	10日	14日	11日	9日	13日	11日	15日	12日	12日
	17日	22日	19日	17日	21日	18日	16日	20日	18日	22日	19日	19日
	24日	29日	26日	24日	28日	25日	23日	27日	25日	29日	26日	26日
行政相談 第2・4水曜日 13:00~16:00	11日	9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日	9日	13日	13日
	25日	23日	27日	25日	22日	26日	24日	28日	26日	23日	27日	27日
登記相談 (予約制) 第3木曜日 13:00~16:00			※3 7日	※3 5日		6日	※2 4日	※3 1日	※3 6日		7日	※2 7日
	※1 19日	17日	21日	※1 19日	16日	20日	※1 18日	15日	20日	※1 17日	21日	
人権相談 第1・3水曜日 13:30~16:00	4日	2日	6日	4日	1日	5日	3日	7日	5日		6日	6日
	18日	16日	20日	18日	15日	19日	17日	21日	19日	16日	20日	20日
行政書士相談 第4木曜日 13:00~16:00	※4	※4	28日	26日	※4	27日	25日	22日	27日	24日	28日	28日
労働・社会保険相談 第3金曜日 13:30~16:00	20日	18日	15日	20日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	15日	15日

※1 登記相談・・・司法書士による相談を実施しますが、4月19日、7月19日、10月18日、1月17日は土地家屋調査士による相談もあわせて実施します。

※2 登記相談・・・10月4日は、司法書士2名で相談を実施します。3月は、第1木曜日に相談を実施します。

※3 登記相談・・・6月・7月・9月・11月・12月・2月は、第1木曜日も相談を実施します。

※4 行政書士相談・・・4月・5月・8月は、ありません。